

目 次

『「子どもが心配」 チェックシート（岡山版）』について	- 1 -
(1) はじめに	- 1 -
(2) 児童相談に係る基準等作成グループ	- 1 -
(3) 検証から明らかになったもの	- 1 -
(4) ネグレクトへの支援	- 2 -
(5) 平成22年度改訂版作成にあたって	- 2 -
(6) 今後の課題	- 3 -
1. 地域での支援の重要性	- 4 -
(1) 地域での支援の重要性	- 4 -
(2) 市町村の役割	- 4 -
(3) 一貫した支援を行うために	- 4 -
2. 子どもの最善の利益	- 5 -
(1) “子どもの最善の利益”とは	- 5 -
(2) “子どもの最善の利益”を確保するために	- 5 -
(3) “子どもの最善の利益”と児童相談所	- 6 -
3. 子どもと親	- 7 -
(1) 子ども	- 7 -
(2) 親	- 8 -
4. 支援を一緒に創る	- 9 -
(1) 「アセスメント」とは	- 9 -
(2) 「強さ」と「困難」	- 10 -
(3) ペースの確認	- 10 -
(4) 目的を明確にする	- 10 -
(5) 情報の収集	- 11 -
(6) 子どもと親の参加	- 12 -
(7) 支援機関の協働	- 12 -
5. 『「子どもが心配」 チェックシート（岡山版）』	- 13 -
(1) 『「子どもが心配」 チェックシート（岡山版）』とは	- 13 -
(2) 『「子どもが心配」 チェックシート（岡山版）』の目的	- 14 -
(3) アセスメントの概念	- 14 -
(4) 各側面を構成する要素	- 15 -

子どもの育ちのニーズ	- 16 -
健 康	- 16 -
教 育	- 16 -
情緒・行動の発達	- 16 -
自分についての自覚	- 16 -
家族・社会との関係	- 16 -
文化・社会的自己表現	- 17 -
自分で生きる知恵と技術	- 17 -
親の養育力	- 18 -
基本的な養育	- 18 -
安全確保	- 18 -
情緒的な温もり	- 18 -
刺激	- 18 -
指導としつけ	- 19 -
安定性	- 19 -
家族と環境要因	- 20 -
家族史と家族機能	- 20 -
親族	- 20 -
住居	- 20 -
就労	- 20 -
収入	- 20 -
社会との関わり	- 21 -
地域の人材や社会資源	- 21 -
(5) 「親の養育力」を客観的に判断するために	- 22 -
6. 参考文献	- 23 -

【資料】「子どもが心配」チェックシート（岡山版）	- 24 -
Dr.Om Prakash Srivastavaからの手紙（翻訳）	- 26 -
I 『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』とは	- 27 -
II 『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』の考え方	- 29 -
III チェックするカテゴリー、項目及び細事項	- 29 -
IV 「支援を必要としている子ども」という考え方	- 31 -
1 親の養育力が心配なカテゴリーへの支援	- 31 -
2 要支援モデルと、必要となる支援の目安	- 31 -
「子どもが心配」チェックシート（岡山版）使い方	- 33 -
I 「子どもが心配」チェックシート（岡山版）とは	- 33 -
1 はじめに	- 33 -
2 子どもを中心としたアセスメント	- 33 -
3 「カテゴリー」とは	- 33 -
4 信頼性と妥当性について	- 34 -
5 「強さ」と「困難」	- 34 -
II チェックシートの記入方法について	- 35 -
1 チェックシートの構成	- 35 -
2 記入の手順	- 35 -
3 評価を出す方法	- 37 -
4 記入にあたっての注意事項	- 38 -
III 項目別チェックポイント	- 39 -
1 基本的生活	- 39 -
2 安全・安心	- 42 -
3 愛 情	- 44 -
4 子どもの尊厳	- 46 -
IV 「子どもが心配」チェックシート 記入上の着眼点	- 49 -
1 基本的生活	- 49 -
2 安全・安心	- 54 -
3 愛 情	- 58 -
4 子どもの尊厳	- 60 -
V 「子どもが心配」チェックシート	- 65 -
VI 「子どもが心配」チェックシート 児童票	- 66 -

『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』について

（1）はじめに

平成19年1月に倉敷市において男の子が亡くなるという事故が発生しました。岡山県では、事故の検証を行うために岡山県子ども虐待防止専門本部に委員会（以下「委員会」という。）を設置しました。その委員会から、同じ年の6月4日に報告書が提出されました。そして同じ日に開催された子ども虐待防止専門本部会議において、虐待を受けている子どもへの支援及びその親への支援の充実等に関して、いくつかのことを合意しました。その1つが市町村の虐待防止体制を強化するための市町村ガイドラインの作成です。

平成19年度には、すでにみなさまに活用していただいている市町村と児童相談所の実務的な連携の方法を紹介した『市町村子ども虐待対応ガイドライン—子どもたちの最善の利益のためにー』を刊行しました。

そして、平成20年度に、子どもと親やその家族と、子どもの支援に携わるすべての人たち（以下「子どもの支援者」という。）が使えることを目的としたアセスメントツールであるこの『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』（以下「チェックシート」という。）を開発しました。

（2）児童相談に係る基準等作成グループ

岡山県子ども虐待防止専門本部会議での合意を受けて、児童相談に係る基準等の作成に関する検討を行うために、その本部会議の下に「児童相談に係る基準等作成グループ」が、平成19年8月1日に設置されました。

児童相談に係る基準等作成グループでは、合意した内容を実現するために、外部の有識者の力も借りながら研究や議論を重ねてきました。

このチェックシートや、前述した『市町村子ども虐待対応ガイドライン—子どもたちの最善の利益のためにー』、そして、平成22年3月に作成した『子どものニーズを満たす親への支援～基本的な考え方とソーシャルワークの重要性～』は、児童相談に係る基準等作成グループの検討結果をまとめたものでもあります。

（3）検証から明らかになったもの

委員会で行われた検証から、「児童相談所や市町村などで子どもと親やその家族を支援する担当者は、心理的虐待やネグレクトが考えられる場合でも、子どもへの影響を十分認識したうえで、親の支援課題ではなく、子どものニーズを的確に把握して、子どもを中心とした支援を組み立てることが重要であること」が明らかになりました。

心理的虐待やネグレクトは、状況が比較的容易に目で見て確認できる身体的な虐待に比べて、その実態を外からは把握しにくいものの、子どもの育ちにとって深刻なダメージを与えるものである点には変わりがないばかりか、その影響は長期に及び、顕在化したときには極めて重篤な局面に至ってしまっている場合もあるからです。

(4) ネグレクトへの支援

平成21年度に岡山県・岡山市の児童相談所が対応した子ども虐待の相談件数が1,021件でした。そのうち658件がネグレクトの相談です。

これは全体の約65%にあたります。ネグレクトの相談対応件数は、年々増加する傾向にあります。市町村が対応している子どもについても同様にネグレクトの相談が多いのではないでしょうか。

そこで当グループでは、市町村ガイドラインを作成するにあたり、ネグレクトの状況下にある子どもを支援するためにイギリスで使用されているアセスメントツールである「The Graded Care Profile (GCP) Scale」を、イギリスの指標をベースにしながらも、日本の風土や生活習慣に適合させた『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』として開発し、著作者(Dr.OmPrakash Srivastava)から使用許可を得ました。

このチェックシートの特徴は、支援を受ける子どもと親やその家族と、子どもの支援者が協働してアセスメントを行うことができます。そして、今現在、子どもが置かれている状況が目で見て分かり、具体的な目標を定めて支援を組み立てることができます。

(5) 平成22年度改訂版作成にあたって

平成20年度にチェックシートを作成した後、平成21年度は、岡山県中央児童相談所と岡山県福祉相談センター（中央児童相談所・女性相談所・身体/知的障害者更生相談所）総務企画課が中心となり、普及啓発に努めきました（研修/講演など開催/参加17回）。

また、高梁市子ども課、真庭市子育て健康推進課の協力を得ながら、実際の相談に使用した際の使用感などのヒアリングを行いました。

さらに、富山県、三重県、札幌市、横浜市、富良野市などの関係機関の方から使用について問い合わせをいただきました。

そのような活動を行う中で、いくつかの要望が挙がりました。例えば、チェックシートの表現です。現在のチェックシートの表現は子どもと親やその家族と子どもの支援者が協働して取り組むには、厳しい表現があるので修正してほしいという内容でした。

また、チェックシートを導入するタイミングや説明に苦慮しているので工夫してほしいという要望も挙がりました。それは、現在のチェックシートが「子ども虐待」という「特別な支援ニーズを持つ子どもとその親」が使うものというニュアンスが全面に出ており、それだけで親や家族に拒否されてしまいやすいというものでした。

そのような改善点と併せて「チェックシートは、虐待を受けている子どもだけではなく、すべての子どもを対象としており、親や家族が子育てを振り返る機会を提供できるので、ぜひ、簡易にセルフチェックできるパンフレットを作成してほしい」という新たな要望も挙げられました。

それらの要望を受けて、平成23年1月に岡山県保健福祉部子ども未来課が事務局となり、児童相談所の若手職員を中心とした『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)パンフレット版作成ワーキンググループ』が設置されました。

そして、“子ども中心”ということを大切にして、子どもと話し合いながら、親が子育てをセルフチェックできるパンフレット版を作成するとともに、そのベースとなるチェックシートの改訂にも取り掛かりました。それがこの『平成22年度改訂版「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』(以下「改訂版チェックシート」という。)です。

改訂のポイントは、原文のニュアンスをさらに活かす方向で、改めて全体の文章表現を修正したことです。

改訂版チェックシートは、『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)パンフレット版』と併せて使用していただくことで、親や家族を含めた子どもの支援者による支援が、より一層、子どもを中心としたものになるでしょう。

(6) 今後の課題

改訂版チェックシートは、まだ完全に完成されたものではありません。

今後は『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)パンフレット版』と併せて基礎的調査を実施し、より良いものを目指していく予定です。また、携帯電話を利用して手軽に使用できるチェックシートの作成も検討しています。

そのような取り組みを行うためには、市町村の相談窓口で子どもと親やその家族の支援にあたっているみなさんの協力が不可欠です。

私たちは、これからも引き続き、依頼があれば一緒に研修を行いたいと考えていますし、市町村のみなさんと一緒にチームを組んで、子どもを中心としたより良い支援を創るために取り組みを行いたいと考えています。

ぜひ、一緒に取り組みましょう。

1. 地域での支援の重要性

- 地域で子どもの暮らしを支えているすべての大人が、支援の枠組みを共有するとともに、それぞれが担うべき役割を明確化して、子どもと親やその家族と一緒に効果的な支援を創っていくことが重要である。

(1) 地域での支援の重要性

児童福祉法の改正により、平成17年4月からは、市町村にも子ども虐待の相談窓口が設置されることになりました。現在、岡山県では県をはじめ、すべての市町村に子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が設置されています。

子どもたちには、それぞれ地域での暮らしがあります。子どもたち一人ひとりの暮らしの安定を図り、最善の利益を確保するためには、行政機関をはじめ、教育機関、保育所、民生・児童委員、愛育委員、NPOから塾の先生やスポーツ少年団の指導者、学童保育のスタッフに至るまで、地域で暮らしを支えている子どもの支援者（子どもの支援機関），すなわちすべての大人が、お互いに支援の枠組みを共有するとともに、それぞれが担うべき役割を明確化して、子どもや家族と一緒に効果的な支援を創っていく必要があります。

(2) 市町村の役割

市町村の役割は、みなさんの地域で暮らすすべての子どもが、安心して家族と暮らしていくような支援を創ることです。

なぜなら、市町村には子どもとその家族にとって利用しやすい福祉・保健・教育の一連の支援がそろっており、それに加えて子どもの暮らしを支えている身近な地域の支援という「強み」があるからです。

地域のことを一番知っているのは市町村です。

(3) 一貫した支援を行うために

地域で暮らす子どもと親やその家族に対して、市町村や児童相談所などは一貫した支援を行わなければなりません。

そのためには、各機関の子どもの支援者が共通の認識を持ち、一定の方向に向かって支援をしていく必要があります。これから紹介する改訂版チェックシートは、それを助けるツールにもなります。

2.子どもの最善の利益

- “子どもの最善の利益”とは、「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」と「その子どもが持っている可能性を發揮すること」である。

(1) “子どもの最善の利益”とは

“子どもの最善の利益”という言葉を聞いて、みなさんは具体的にどのようなことを思い浮かべるでしょうか。

親にかぎらず、すべての大人は、子どもの権利を擁護し、それを保護する責任を負っています。自分たちが暮らす地域の子どもたちのこととなれば、なおさらその責任の重さを感じるのではないかでしょうか。

私たちは、“子どもの最善の利益”とは、「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」と「その子どもが持っている可能性を發揮すること」だと考えています。

この概念の前半部分、つまり「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」とは、「子ども期に、いじめや虐待などの不利益を受けることなく過ごすこと」を意味しています。後半の「その子どもが持っている可能性を發揮すること」とは、「子どもが自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすること」を意味しています。

(2) “子どもの最善の利益”を確保するために

“子どもの最善の利益”を確保するということは、市町村や児童相談所などが支援したことによって「子どもにとって良い状況をもたらす」ということです。

子どもと親やその家族の支援を行うとき、「子どもと対話する」方法をそれぞれ工夫して取り組んでいることと思います。

「子どもと対話する」ということは、「子どもの気持ちや想い、希望、意見をしっかりと聴くこと」と「(子どもの支援者である)自分の役割を伝えること」です。その方法は、子どもの発達状況にあったものを工夫する必要があります（例えば、「子どもの言葉、表情、しぐさなどから想いを受け止める」「絵を描くなど様々な道具を用いる」など）。

特に家族と離れて暮らしている状態にある子どもたちについては、“子どもの最善の利益”を確保するためのより手厚い支援が必要です。そのことについては『子どものニーズを満たす親への支援～基本的な考え方とソーシャルワークの重要性～』で詳しく説明していますので参考にしてください。

(3) “子どもの最善の利益”と児童相談所

児童相談所は、本来、子どもと親やその家族に対して福祉的な援助活動を行う機関であり、「その子どもたちの身体的・情緒的・知的健康と発達とを増進させること」が役割です。

しかし、法的な権限を有する児童相談所は、今後、より一層、裁判所や警察との連携を充実させながら、困難で深刻な状況に至ってしまった子どもを保護し、家族に介入する役割を担っていくことになると思われます。

そのため、これからは、子どもと親やその家族に身近な行政機関である市町村や地域の支援がより重要になってきます。

市町村は、児童相談所を兼ねているわけではありません。子どもの暮らしを支えている身近な地域の支援という市町村の「強み」を活かし、既存の枠にとらわれない子どもを中心とした福祉的な援助活動を創り、展開していくことが望されます。

3.子どもと親

○ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しつつ自己の意見を述べる機会を有する。
(以下、略)

（1）子ども

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989（平成元）年秋の国連総会で全会一致により採択されました。

日本は、1990（平成2）年9月、この条約に署名し、1994（平成6）年4月に批准を行っています。

この条約では、子どもの食べ物、思いやり、住居などの基本的欲求は、家族の中で実の親もしくは、それに代わる親から得られる身の安全や、一貫性と持続性のある愛情や世話によって充足されることがもっとも望ましいと考えられています。

子どもは、自らの健康や教育のニーズが満たされることを期待し、地域において価値ある一員であると感じることができる権利も有しています。

家族が子どものニーズを満たすことができず、地域の人たちや行政機関から「子どもが心配」と思われるような事態や、相談が寄せられた場合は、“子どもの最善の利益”に配慮した支援を受ける権利を有しています。

また、子どもたちは自分自身の人生に影響を及ぼす事柄の決定に際して、年齢や理解力を考慮したうえで自分たちに相談がなされ、決断を迫られるのではなく、意見が尊重される権利も有しています。

ですから、できうるかぎり、子どもは、起こってくる事柄に対して自分はある程度の影響力を持っているのだと感じることができるように支援をしていく必要があります。

(2) 親

親は、自分の子どもの権利を擁護し、それを保護する責任を負っています。親は“子どもの最善の利益”が確保されるように努めていますが、やむを得ない事情で、その責任を果たすことが難しくなる場合があります。

そのような場合、相談を受けた子どもの支援者は地域にある資源を活用し、親の責任を果たすことができるよう支援を創っていく必要があります。

市町村や児童相談所などにおいて支援を創っていく担当者（以下「子どもを支援する専門職」という。）は、親に対して自分たちの法的な立場や権限、活動内容、支援を提供する理由を伝えなければなりません。また、常に子どもの親と建設的な関係を保つように努力もしなければなりません。

4. 支援と一緒に創る

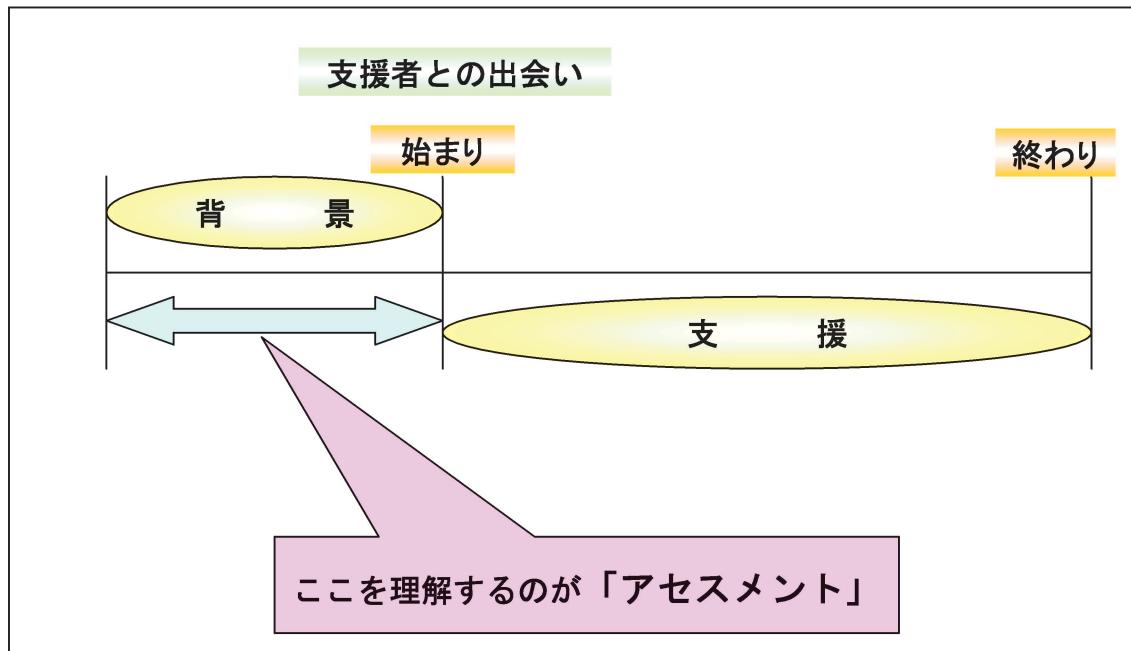
- 子どもと親やその家族を支援するうえでのアセスメントとは、「子どもと親やその家族の状態像を捉えること（理解すること）」である。

(1) 「アセスメント」とは

「アセスメント」とは、子どもと親やその家族のこれからの暮らしをどのようにしていくかを見通し、必要ならばどのような支援をしていくのかを明らかにしていくための過程です。

支援を必要としている子どもと親やその家族は混乱していて、どのようにしたらよいのかわからなくなっています。

子どもを支援する専門職は、支援を必要としている子どもと親やその家族から適切な情報を聴取し、それらを整理して「あなた方は今こういうことですよね。ここで困っているのですよね。」ということをわかりやすく示すことができます。



- 子どもと親やその家族の「強さ」を捉えること。

(2) 「強さ」と「困難」

子どもを支援する専門職は、子どもと親やその家族の弱さや問題（以下「困難」という。）についてはよく捉えていますが「強さ」は見落としがちです。

特に支援を必要としている子どもと親やその家族は、劣等感を持っているかもしれません。子どもを支援する専門職が暮らしの場面をよく見て「これはできていますね。」と伝えることで、子どもとその家族は自分たちの良さ（強さ）に改めて気づくことになります。

- 一方的な支援になっていないか常に確認すること。

(3) ペースの確認

子どもを支援する専門職は、自分たちはその方法がわかっていて支援を受ける子どもと親やその家族は知らないという前提で支援を進めてはいないでしょうか。

子どもを支援する専門職は、自分たちのやり方で一方的に支援を行っていないかということを常に確認する必要があります。

- アセスメントをする目的を明確にして、子どもと親やその家族に伝えすること。

(4) 目的を明確にする

子どもを支援する専門職は、子どもと親やその家族に対して「何のために話を聴くのか」きちんと説明をすることが必要です。それを行うことで、後の支援が生まれてきます。

支援を一緒に創っていく子どもと親やその家族に説明をしていくことは、子どもを支援する専門職にとって、一番エネルギーが必要なことかもしれません。しかし、説明をすることは次の支援を行う基礎となりますので、丁寧に行いましょう。

- 子どもと親やその家族の情報は、多角的な方向から収集し、子どもと親やその家族の実情に迫る必要がある。

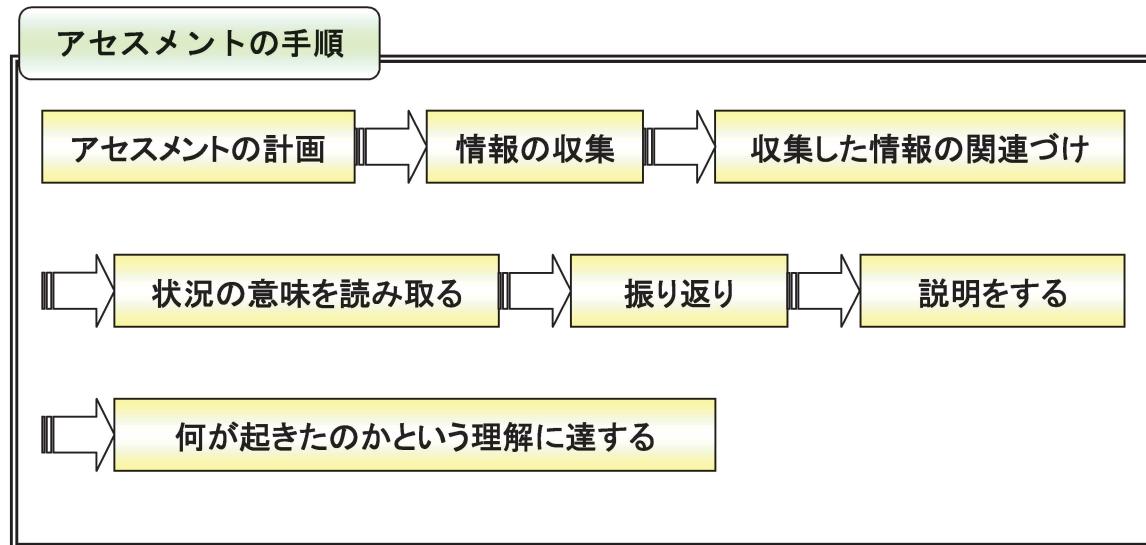
(5) 情報の収集

子どもを支援する専門職は、支援を必要としている子どもと親やその家族の情報を収集し、整理して、背景を広く深く理解したうえで専門的に判断することが必要です。

子どもを支援する専門職が行う情報の収集は、言い換えれば、専門的な判断をするために必要な情報を集めているということになります。

雑多な情報を整理するためには、様々なツールを用いますが、残念ながらツールそのものが専門的な判断の代わりにはなりません。

子どもと親やその家族の情報は、多角的な方向から収集し、子どもと親やその家族の実情に迫る必要があります。そして、その後の専門的な判断はチームで行います。また、状況に応じてスーパーバイザーの助言を求めることも大切です。



- 子どもの支援者は、子どもと親やその家族と一緒にアセスメントや支援計画の策定を行うことが望ましい。

(6) 子どもと親の参加

支援を一緒に創っていくことにおいてもっとも大切な点は、当事者である子どもと親やその家族が参加することです。

アセスメントや支援計画を策定するには、支援を受ける子どもと親やその家族が参加する必要があります。なぜなら、当事者である子どもと親やその家族から暮らしの状況を聴き取り、子どもにとつてもっとも良い結果になるような支援を親やその家族も一緒に創ることが大切だからです。

そのことは、結果として子どもと親やその家族が本来持っている“支援を利用する力”を引き出すことにつながるのです。

一定の期間、支援を行った後にも、子どもを支援する専門職が子どもと親や家族と一緒にその支援が有効であったかどうかを評価することが必要です。

もちろん、アセスメントや計画策定を子どもと親やその家族と一緒にするといつても、意思決定に際して持つべき機関の責任を免れるものではありません。むしろ機関としての意思決定を当事者も含めて共有するために、子どもと親やその家族の意見は求めるべきであり、考慮されるべきという意味です。

ただし、法的な権限を行使して対応しなければならないレベルの虐待、例えば身体的虐待や性的虐待などに関して、その直接の加害者である親とアセスメントや計画策定を一緒に行うことはできません。しかし、子どもは当然参加する権利を有していますし、非加害親も同様です。非加害親の参加・協力は、子どもがその被害から回復するうえで欠かせません。

非加害親の参加・協力を進めていくためには、児童相談所の職員が配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の本質とは何かについて、しっかりとした知識を身につけておくことが大切です。

(7) 支援機関の協働

“支援機関の協働”とは、立場の異なる組織や人どうしが、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことです。

つまり、地域で子どもの暮らしを支えている子どもの支援者、市町村、NPO、児童福祉施設、児童相談所などが明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこととなります。

5. 『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』

(1) 『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』とは

チェックシートは、The Graded Care Profile (GCP) Scale (以下「G C P」という) をもとに開発しています。G C Pは、子どもの育ちにとって不可欠と考えられる領域について、親がどの程度配慮できているかを客観的に測定するために、イギリスで開発されました（図-1）。

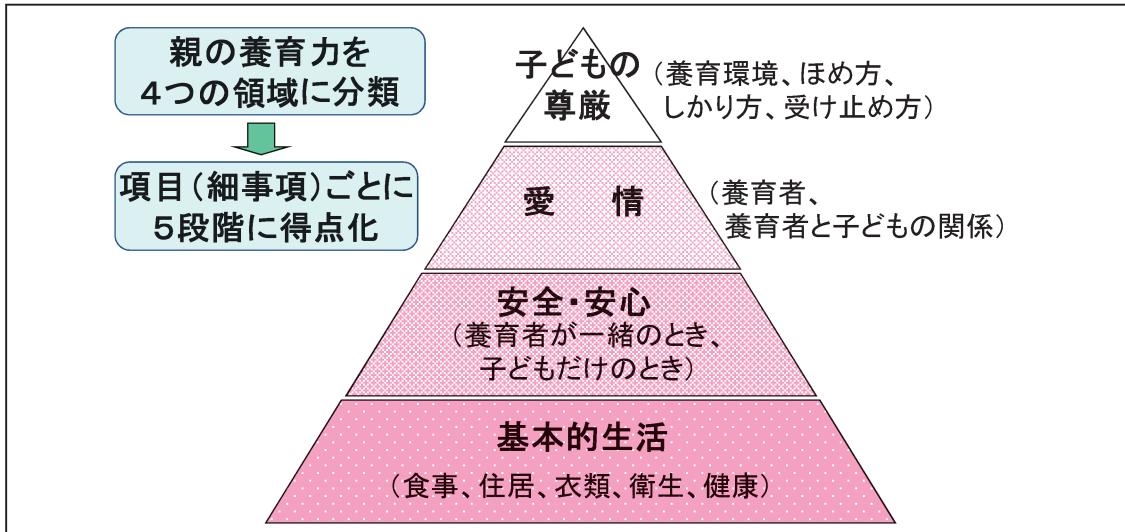
G C Pは、なかなか目には見えにくい親の養育力を心理学者マズローの欲求階層説に沿って4つの領域に分類しています。チェックシートを開発するにあたり、私たちはその領域を「基本的生活」「安全・安心」「愛情」「子どもの尊厳」と翻訳しました。

G C Pでは、それぞれの領域について、客観的に測定できる項目及び細事項を設定し、細事項ごとにアセスメントを行って5段階に得点化することにより、親の養育力を、親を中心としてではなく、子どもを中心とした視点で子どもと親やその家族と、子どもの支援者や児童相談所の職員が協働して確認することができるようになっています。

そうすることにより、親が子どもに対してできていることと、できていないことが領域別に明らかとなり、子どもが置かれている状況の理解だけでなく、今後の支援の目標を設定し、実践することが可能となるからです。

チェックシートは、その点も踏まえながら、“子どもの最善の利益”が確保されているかという観点から判断する目安となるように開発しています。

図-1 領域の構成（G C P）



“The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~”をもとに、岡山県児童相談に係る基準等作成グループが翻訳/作成(2008)

(※「養育者」とは、子どもの親やその家族と児童養護施設/里親等の子どもの専門職を含んだ総称です。)

(2) 『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』の目的

チェックシートは、初期の段階で子どもの安全を確保することを目的としたリスクを中心にアセスメントするツールではありません。

当面の子どもの安全が確保された後も、子どもの親やその家族によって十分に満たされていない子どもの育ちのニーズへの支援を検討するため、さらにアセスメントを行う際に用いることを目的としています。

(3) アセスメントの概念

チェックシートの使い方などの説明をする前に、イギリスにおいて、幾多の虐待死事例の検証を経て、1999（平成11）年から新たに導入されたアセスメント概念を紹介します。GCPはもちろん、イギリスにおける子どもの福祉政策は、このアセスメントの概念を踏まえて立案されていますので、チェックシートを活用する前に、必ず読んでください。

また、岡山県でもこのアセスメントの概念を子どもの支援に積極的に活用するため、現在、『子どものための総合情報システム』を開発中（平成23年7月稼働予定）です。

また、このアセスメントの概念は『子ども自立支援計画ガイドライン』（平成17年6月発行、児童自立支援計画研究会編）にも、「海外におけるアセスメント」として紹介されています。

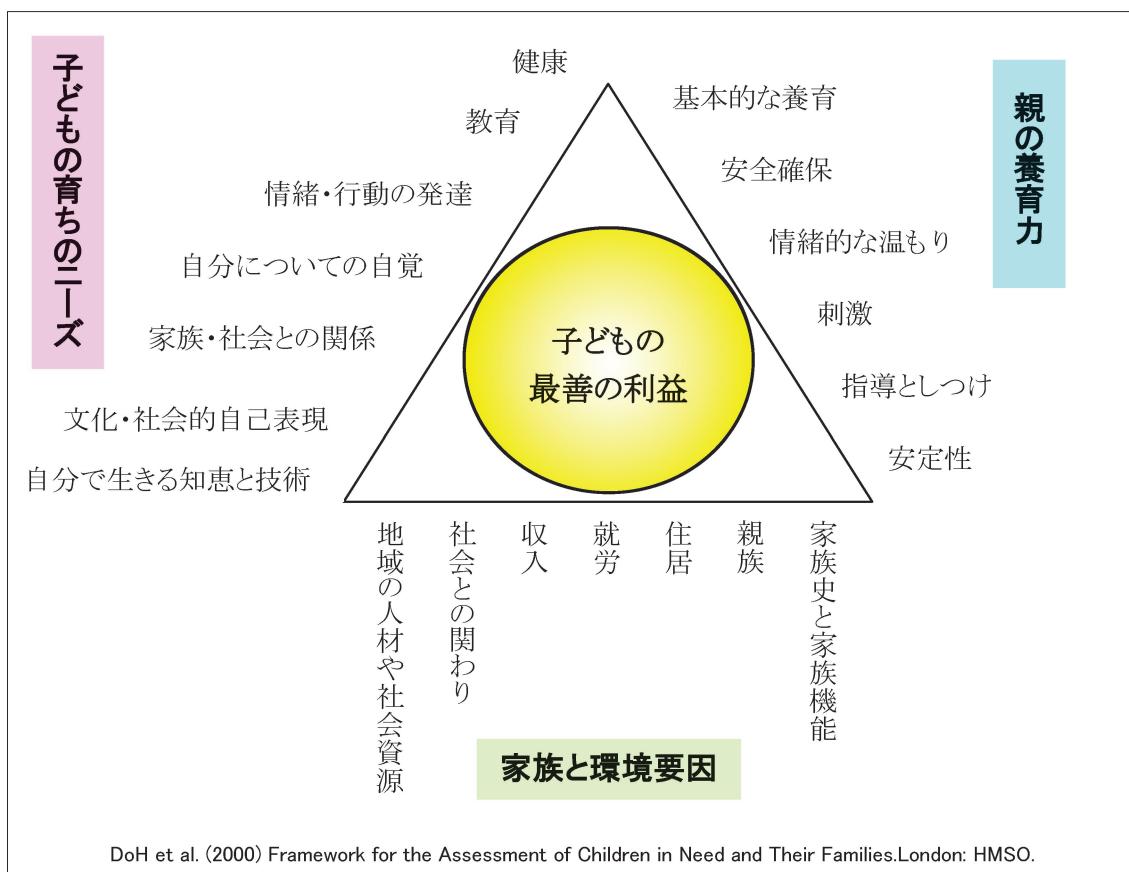
このアセスメントの特徴としては、現在のリスクをチェックするためのものではなく、必要な情報を収集し、「強さ」と「困難」を把握することを通じて支援を組み立てるためのプロセスであるという点が強調されています。

そして、以下の視点を持っています。

- とかくネガティブな部分に目を奪われがちだが、家族の「困難」だけではなく「強さ」も見て、足りない部分の支援を検討すること。
- 子どもと親やその家族の支援に携わる関係機関が、同じ概念を用いてアセスメントを行い、一貫した支援につなげていくこと。
- アセスメントは、1回かぎりとせず継続して行うこと。

このアセスメントの概念は、下記の3つの側面から成り立ち、それぞれの側面はアセスメントすべき主要な要素から構成されていて、多面的に把握することができます。

- ① 子どもの育ちのニーズが満たされているか。
- ② 親の養育力はどうか。
- ③ 家族と環境面はどうか。



(4) 各側面を構成する要素

アセスメントは、「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」の各側面を構成する要素について調査・情報収集を行い、最終的には総合的な判断で、どのような支援が必要なのかを決定する仕組みになっています。

ここでは、各側面を構成する要素を紹介します。

子どもの育ちのニーズ

健 康

心身の健康維持だけではなく、病気や障害への適切な配慮や健康に関する情報提供はありますか。

例えば、医療、栄養、運動、必要に応じた予防接種や健診の機会、成長した子どもには、健康に影響を与える身近な問題についての情報提供と助言が行われているでしょうか。

教 育

知的発達を促進する機会（遊ぶこと、他の子どもと関わること、本を読むことなど自分で学ぶための技能を伸ばしたり関心を満たしたりすること）や、成功・達成感の体験の機会が与えられているでしょうか。

知育や知的発達、向上に关心があり、子どもの状況に応じた教育上の配慮をする大人がいますか。

情緒・行動の発達

子どもが成長するに伴い、親や養育者、その他の人への感情や行動で表す反応は適切でしょうか。例えば、幼い頃に示す愛着の程度や質、性格気質の特徴、環境の変化への適応、ストレスへの反応、自己規制がどの程度できているかなどはどうでしょうか。

自分についての自覚

子どもが、「自分は他の人と違う存在で、価値ある存在なのだ」という感覚が、成長とともに育まれているでしょうか。

自己や自己能力への肯定的な感情、家族や同年代の仲間、地域社会への帰属感と受け入れられているという感覚を持つことができているでしょうか。

家族・社会との関係

親や養育者、きょうだいと安定した関係は持てているでしょうか。またその関係は良好でしょうか。

年齢を重ねるにつれて同年代の友人との友情や、人生に影響を及ぼす家族以外の人の重要性は増しているでしょうか。そしてそのことに対する家族の反応はどうでしょうか。

また、人の立場で考える力、共感する力の発達はどうでしょうか。

文化・社会的自己表現

自分の外見や行動、障害などが人からどのように見られていて、どのような印象を与えているのかということについて、子ども自身の理解が深まっているでしょうか。

年齢や性別、文化にあった服装をしていますか。また、清潔や衛生に気を配っているでしょうか。また、そのことについて、親や養育者は、時と場に応じた身なりや行動をするように導けているでしょうか。

自分で生きる知恵と技術

自立に必要な生活力（幼い段階での生活力とは、衣服の着脱、食事、自信をつける機会、家族から離れて行動する力。成長した子どもについては、ひとりで身の回りのことをする力）、情緒力、伝達力を身につけているでしょうか。

例えば、社会的な問題解決能力（困ったときに対応する力）を身につけられるよう育むこともその中に含まれます。

この力を評価するにあたっては、子どもの持つ障害やその他の要因が子ども自身の持っている自立する力の発達に与える影響や、それらの要因を問題化する社会的状況を考慮する必要があります。

親の養育力

基本的な養育

子どもの健康状態、発育及び発達に応じて必要な健診や医療を受けさせているでしょうか。基本的な生活（食事や飲み物、住居、清潔で適切な衣服、衛生の確保はできているか）もこの要素に含まれます。

安全確保

子どもが危害や危険から守られるように気をつけているでしょうか。例えば、虐待や危険から守り、危害を加えるおそれのある大人や子どもに近づけない、自傷行為をさせないなど。また、家庭の内外で事故を防止し、安全の対策をとっているでしょうか。

情緒的な温もり

子どもの情緒的な欲求に適切に応え、子ども自身が「自分はかけがえのない存在である」という自己肯定感が育まれるように働きかけていますか。

大切な大人と、安定した温もりのある関係を継続的に持ちたいという子どもの気持ちを受け止め、理解して、対応しているでしょうか。例えば、子どもを認め、讃め、励まし、適度なスキンシップをすることなどがあります。

刺激

励ますなど意識的に働きかけて子どもの学習意欲や知的発達を促したり、社会活動への参加を勧めていますか。子どもとのやりとりや会話、表情やしぐさ、問い合わせに応える、子どもの生活や学びの基礎となる遊びを促し、一緒に遊び、教育の機会を与える、そのような働きかけを通じて子どもの認知の発達を高め、潜在的な力を引き出していますか。

また、成功体験を与え、学校などの教育機会を保障し、あきらめないで挑戦しようとする力が育まれているでしょうか。

指導としつけ

子どもが、外的な規範に依存しないで自分なりの価値観を持ち、他者の中で適切な行動をとれる自立した成人になるよう育てていますか。

親は、適切な行動や感情の抑制、他者との関係のあり方ややっていいことといけないことの区別となる手本を自ら示しているでしょうか。また、子どもが自らやろうとしていることに対して「無駄である」とか「よい結果にならない」と干渉したり、「危ないからやめなさい」と言うなど過保護になっていませんか。

さらに、理性的な問題の解決方法（怒りのコントロール、他者への思いやりなどを含む）が身につくように導けていますか。

安 定 性

家族の中に様々な生活の変化（離婚や死別など）があったとしても、子どもと親や養育者との愛着関係が育まれ、発達に最適な環境が整えられていますか。

また、子どもの成長に伴い親は対応を変えて、適切にその関係性を発展させていますか。加えて、子どもが大切だと思う人たちと連絡を取れるようにしていますか。

家族と環境要因

家族史と家族機能

その世帯に誰が同居し、子どもとどう関わっているかということ、家族や世帯の構成の大きな変化、親の子ども時代の経験、人生の重要な節目や家族にとってのその出来事の意味、きょうだいとの関係やその影響など家族機能の性質や、世帯にいない親も含めて、親の長所や問題点、別れた親どうしの関係はどうでしょうか。

親 族

子どもと親が血縁関係にあるかどうかにかかわらず、不在の人（離婚や死別など）も含めて、誰を家族と認めているでしょうか。それぞれの人が家族の中で具体的にどのような役割を果たし、どれほど大切なのでしょうか。

住 居

住居には、子どもと家族にとって年齢や発達にふさわしい基本的な生活用具や設備（水道・暖房・衛生設備・調理器具・寝具などが整い、清潔・衛生・安全性が確保されている）などを備えているでしょうか。それらが整っている場合といない場合、子育てに及ぼす影響はどうでしょうか。

また、障害がある子どもやその家族にとって適切な構造になっているでしょうか。それらのことを住居の中と外、周辺部分を含んで評価します。

就 労

世帯の中で、誰がどのように働いているのでしょうか。その就労形態に変化はないのでしょうか。また、そのことが子どもに影響を及ぼしているでしょうか。

仕事、あるいは失業を家族はどう見ているのでしょうか。それが子どもとの関係にどう影響しているでしょうか。子ども自身が仕事をした経験があるのか、もしあればその影響も含めて評価します。

収 入

一定期間家族を養えるだけの収入があるかをみます。収入はあっても、家族がその恩恵を十分に受けているでしょうか。その収入は、家族の最低限の生活を支えるに十分な額でしょうか。家族が利用可能な収入の不足を補う社会資源はどのように活用されているでしょうか。子どもに影響をもたらすような家計の行き詰まりはあるでしょうか。

社会との関わり

家族が、隣人や地域などとどのように関わり、それが子どもや親にどういう影響を与えているでしょうか。例えば、近所付き合いや知人、友人とはどのように付き合っているでしょうか。また困ったときに支援してくれる地域の人々はいますか。また、家族はそれらの人々との関わりを、どの程度重要と評価しているでしょうか。

地域の人材や社会資源

地域にかかりつけの医療機関や保育所、学校、交通機関、店舗、レクリエーション施設といった誰でも利用できる施設やサービスがあるかどうかをみます。また、それらの利用しやすさ、交通の便、サービス内容、障害のある子どもやその家族が利用できる設備があるか、さらにはその質もみます。

(5) 「親の養育力」を客観的に判断するために

チェックシートは、親の力量（以下「親の養育力」という。）を測定するためのツールです。

子どもの支援に携わる機関（以下「子どもの支援機関」という。）は、多くの情報を保有しています。そのうち、親に関する情報の量は膨大です。しかしながら、その内訳は親との面接、通話などの記録が多く、親の子育てに関する養育力をアセスメントするうえでは、必ずしも重要でないものも含まれています。

また、親との関わりが長期間に及んでいく中で、親自身が、少しでも改善する傾向を示したり、子どもの支援機関の助言を聞き入れる態度を見せたりすると、それが「親の子どもに対する接し方の変化や子ども自身の変化にどのように結びついているか」という部分の評価よりも、「親は頑張っている」「変化がみられる」などという判断に陥る可能性があります。

チェックシートは、そのような親の養育力を客観的、多角的に測定するための実用的なツールといえます。

6. 参考文献

- Dr.Om Prakash Srivastava,Richard Fountain,Patrick Ayre and Janice Stewart(1995) "The Graded Care Profile (GCP) Scale~A qualitative scale for measure of care of children~": Bedfordshire and Luton Community NHS Trust
- Department of Health et al. Framework for the Assessment of Children in Need and Their Families.London:HMSO (2000)
- イギリス保健省編/ 森野郁子監訳, 南 彩子, 武田加代子訳 「児童虐待－ソーシャルワークアセスメント」 1992年
- イギリス保健省・内務省・教育雇用省著/ 松本伊智朗, 屋代通子訳 「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザーー児童虐待対応のイギリス政府ガイドラインー」 2002年
- 水島真寿美, 福 知栄子/ 「ネグレクトケースへの支援－ソーシャルワークの視点とアセスメントー」 福祉おかやま 2004年
- 中野敏子, 福 知栄子, 瀧澤久美子, 森山千佳子/ 「(誰のため何のため)どう活かすあなたの支援『基本のキ』－障害のある学齢期の子どもとともにー」 大揚社 2005年
- 中野敏子, 福 知栄子, 梅野潤子, 瀧澤久美子, 森山千佳子/ 「(誰のため何のため) こうしてみようあなたの支援ーふりかえる・しっかり考える・進むー」 大揚社 2009年
- 小林美智子, 松本伊智朗/ 「子ども虐待ー介入と支援のはざまでー」 明石書店 2007年
- 松本伊智朗/ こども未来「子ども虐待・DVの予防と育児支援・健全育成」 2006年